別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
69未満	0.80
69以上138未満	0.85
138以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
69未満	0.80
69以上276未満	0.85
276以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.024
神奈川	1.259
新潟	1.057
静岡	1.223
愛知	1.038
京都	1.114
大阪	1.135
兵庫	1.038
岡山	1.084
広島	1.057
福岡	1.089
熊本	1.053

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
70未満	0.80
70以上141未満	0.85
141以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
70未満	0.80
70以上282未満	0.85
282以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.024
神奈川	1.261
新潟	1.057
静岡	1.224
愛知	1.038
京都	1.114
大阪	1.135
兵庫	1.037
岡山	1.085
広島	1.057
福岡	1.090
熊本	1.053